

賃金支払状況確認書（特定求職者雇用開発助成金）・第2期以降

時間外労働割増賃金や深夜労働割増賃金の不払い、賃金が最低賃金未満でしか支払われていない等は労働関係法令の違反となります。支払不足額について、支給申請期限日までに、追給を完了していない場合は、当該助成金は支給されません。

事業所名：

対象労働者氏名：

時間外手当の単価の計算方法を記入してください

時間外手当単価

計算式

円

下記の項目にチェックをお願いします。

・週40（44）時間を超える労働時間の状況

変形労働時間制を導入していない。

1日8時間、週40（44）時間を超えた場合、割増賃金を支払っている

変形労働時間制を導入している。

1ヶ月単位の変形労働時間制

労働組合等との労使協定で定めて労働基準監督署に届け出ている

就業規則で定めている

労働条件通知等で定めている

1年単位の変形労働時間制

労働組合等との労使協定で定めて労働基準監督署へ届け出ている

変形労働時間制をとる対象期間とその起点日を定めた会社カレンダーを作成している

年間カレンダーで特定している

1ヶ月以上の期間ごとのカレンダーなどで毎回特定している